



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名:株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表者名:取締役社長 越智 仁
(コード番号: 4188)
問合せ先:広報・IR 室長 高阪 肇
T E L 03-6748-7120

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 10 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、経営の透明性・公平性の向上、経営監督機能の強化及び意思決定の迅速化による経営の機動性の向上を目的として、指名委員会等設置会社へ移行することとしております。これに伴い、委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものです。

また、株主の皆様への利益還元や資本政策を機動的に遂行できるよう、剰余金の配当等の会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設するものです。

さらに、事業の現状に合わせ、事業内容を明確化することとし、現行定款第 2 条（目的）を一部変更するものです。

加えて、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことから、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役とも必要に応じ責任限定契約を締結できるよう定款の一部を変更するものです。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日（予定）

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。</p> <p>(1) <u>有機化学工業製品製造業、医薬品製造業、無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業その他の化学工業</u></p> <p>(2) <u>化学繊維製造業、炭素繊維製造業その他の繊維工業</u></p> <p>(3) <u>石油製品・石炭製品製造業</u></p> <p>(4) <u>炭素・黒鉛製品製造業</u></p> <p>(5) <u>プラスチック製品製造業</u></p> <p>(6) <u>磁気テープ・磁気ディスク製造業その他の電気機械器具製造業</u></p> <p>(7) <u>電子部品・デバイス製造業</u></p> <p>(8) <u>医療用機械器具・医療用品製造業その他の精密機械器具製造業</u></p> <p>(9) <u>食料品製造業</u></p> <p>(10) <u>非鉄金属製造業、金属製品製造業</u></p> <p>(11) <u>電気・ガス・熱供給業</u></p> <p>(12) <u>化学製品卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、医薬品・化粧品小売業その他の卸売・小売業</u></p> <p>(13) <u>総合工事業、設備工事業その他の建設業</u></p> <p>(14) <u>道路貨物運送業、水運業、倉庫業その他の運輸業</u></p> <p>(15) <u>ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業その他の情報サービス業</u></p> <p>(16) <u>医療業、介護事業、検査業</u></p> <p>(17) <u>不動産取引業、不動産賃貸・管理業</u></p> <p>(18) <u>貸金業、損害保険代理業、生命保険媒介業</u></p> <p>(19) <u>職業・教育支援施設その他の教育、学習支援業</u></p> <p>(20) <u>学術・開発研究機関、旅行業者代理業、娯楽業、廃棄物処理業、労働者派遣業その他のサービス業</u></p> <p>(21) <u>飲食店業、宿泊施設経営</u></p> <p>(22) <u>印刷業、出版業</u></p> <p>(23) <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>2 <記載省略></p> <p>3 <記載省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の各号に定める事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 以下の製品の製造、販売に係る事業</p> <p>イ. <u>有機化学工業製品、医薬品、産業ガス、無機化学工業製品その他の化学工業製品</u></p> <p>ロ. <u>化学繊維、炭素繊維その他の繊維製品</u></p> <p>ハ. <u>石油製品、コークスその他の石炭製品</u></p> <p>ニ. <u>炭素・黒鉛製品その他の窯業・土石製品</u></p> <p>ホ. <u>プラスチック製品</u></p> <p>ヘ. <u>記録メディアその他の電気機械器具</u></p> <p>ト. <u>電子部品・デバイス・電子回路</u></p> <p>チ. <u>再生医療製品その他の医薬関連製品</u></p> <p>リ. <u>医療用機械器具・医療用品その他の業務用機械器具</u></p> <p>ヌ. <u>化学機械・同装置</u></p> <p>ル. <u>植物工場、水耕栽培装置その他の植物栽培システム</u></p> <p>ヲ. <u>食料品、清涼飲料</u></p> <p>ワ. <u>非鉄金属、金属製品</u></p> <p>カ. <u>家庭用品、運動用具その他の生活雑貨</u></p> <p>(2) 以下の役務の提供等に係る事業</p> <p>イ. <u>化学製品、医薬品・化粧品、その他(1)の各項に掲げる製品の卸売・小売事業</u></p> <p>ロ. <u>検査事業、医療関連事業、介護事業</u></p> <p>ハ. <u>情報処理・提供その他の情報サービス事業</u></p> <p>ニ. <u>電気・ガス・熱供給事業</u></p> <p>ホ. <u>プラントエンジニアリング等の建設業</u></p> <p>ヘ. <u>情報システム関連事業</u></p> <p>ト. <u>物流事業</u></p> <p>チ. <u>不動産事業</u></p> <p>リ. <u>金融関連事業</u></p> <p>ヌ. <u>耕種農業</u></p> <p>ル. <u>学術・開発研究関連事業、旅行業者代理業、娯楽業、廃棄物処理業、労働者派遣その他のサービス事業</u></p> <p>ヲ. <u>職業・教育支援施設その他の教育、学習支援業</u></p> <p>ワ. <u>飲食店業、宿泊施設経営</u></p> <p>(3) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>2 <現行の通り></p> <p>3 <現行の通り></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>

<p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人) 第 12 条 <記載省略> 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <記載省略></p> <p>(基準日) 第 14 条 <記載省略> 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>(招集権者及び議長) 第 16 条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長に当る。取締役社長に差支えがあるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長に当る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 17 条～第 19 条 <記載省略></p> <p>(員数) 第 20 条 本会社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>第 21 条～第 22 条 <記載省略></p> <p>(代表取締役等) 第 23 条 取締役会の決議をもって、<u>代表取締役を選定する。</u> 2 <u>代表取締役は、各自会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長を選定することができる。</u></p> <p>(招集者及び議長) 第 24 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その</p>	<p>(1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>(株主名簿管理人) 第 12 条 <現行の第 12 条第 1 項の規定通り> 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>代表執行役が定め、これを公告する。</u> 3 <現行の通り></p> <p>(基準日) 第 14 条 <現行の通り> 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、<u>代表執行役の決定により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>(招集権者) 第 16 条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会の定める取締役が招集する。当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>(議長) 第 17 条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定める執行役又は取締役が議長に当る。当該取締役又は執行役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長に当る。</u></p> <p>第 18 条～第 20 条 <現行の通り></p> <p>(員数) 第 21 条 本会社の取締役は、<u>20 名以内とする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 <現行の通り></p> <p>(役付取締役) 第 24 条 取締役会の決議をもって、<u>取締役会長及び取締役副会長を選定することができる。</u> (削除) (削除)</p> <p>(招集者及び議長) 第 25 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その</p>
---	---

議長に当る。取締役会長に差支えがあるとき又は取締役会長が欠員のときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に差支えがあるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の少なくとも 3 日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第 26 条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 27 条 <記載省略>

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 <記載省略>

2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 本会社の監査役は、6 名以内とする。

(選任)

第 31 条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任し

議長に当る。取締役会長に差支えがあるとき又は取締役会長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の少なくとも 3 日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第 27 条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 <現行の通り>

(削 除)

(取締役の責任免除)

第 29 条 <現行の通り>

2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

<p><u>た監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の少なくとも 3 日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 37 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p>2 <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<u>第 5 章 委員会</u>
(新 設)	<u>(委員の選定)</u>
	<u>第 30 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。</u>
(新 設)	<u>(委員会に関する事項)</u>
	<u>第 31 条 各委員会に関する事項は、法令、定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</u>
(新 設)	<u>第 6 章 執行役</u>
	<u>(選任)</u>
(新 設)	<u>第 32 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>
	<u>(任期)</u>
(新 設)	<u>第 33 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p><u>第 34 条 取締役会の決議によって代表執行役を選定する。</u></p> <p><u>2 取締役会の決議によって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を選定することができる。</u></p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第 35 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 <記載省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 7 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 <現行の通り></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、<u>代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計算</p> <p>第 41 条 <記載省略></p>	<p>第 8 章 計算</p> <p>第 39 条 <現行の通り></p>
<p>(期末配当金及び中間配当金)</p> <p><u>第 42 条 本会社は、株主総会の決議をもって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>2 本会社は、取締役会の決議をもって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>3 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から 3 年を経過したときは、支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>4 未払の期末配当金及び中間配当金に対しては、利息をつけない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 40 条 本会社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日等)</p> <p><u>第 41 条 本会社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配</u></p>

(新 設)	<u>当を行うことができる。</u> <u>2 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から3年を経過したときは、本会社はその支払の義務を免れる。</u>
(新 設)	<u>3 配当財産が金銭である場合、未払の配当財産に対しては、利息をつけない。</u>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p>
(新 設)	<u>第1条 本会社は、取締役会の決議をもって、第10回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</u>